

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙・「みらい」
NO. 4191
21年10月12日(火)
Tel・Fax 095-828-1953

労契法20条集団訴訟 福岡訴訟 勝利和解

おはようございます。

2020年2月に提訴した「郵政ユニオン集団訴訟」は、今年3月30日の長崎地裁を皮切りに7月に広島地裁、9月に高知地裁と和解が続いています。そして先日、福岡地裁でも和解が成立しました。

今日の未来は、福岡訴訟の原告が所属する「郵政ユニオン福岡中郵支部」の機関紙を転載する形で和解報告を行います。

10月5日、福岡訴訟の和解協議が福岡地方裁判所で行われ、原告8名中6名の和解が成立しました。和解金は総額123万円となり、概ね原告の請求に沿うものとなりました。勝利判決となり、法廷後の報告集会では30人を超える支援者が集まりました。

「自分たちの敵は正社員ではない・・・」

原告団長はあいさつで、「正社員の不利益変更があつては何もありません。私たちは正社員並みに待遇改善を求めているのであり、正社員の待遇引き下げを望んでいるのではありません。私たちの敵は、正社員ではありません。」と強く訴え、「これまでこの会社が行ってきた

「住居手当の廃止」や「扶養手当の改悪」など正社員の待遇を引き下げる愚行を訴えました。

(重松原告団長の挨拶は裏面)

マスコミも大注目！

マスコミからは新聞4社とNHKテレビ局から取材があり、当日夕方の地方ニュースでは、弁護団長の梶原弁護士の生の声で「最高裁の考え方がそのまま適用されている、その意義があると思つている。労働格差の是正が行われていくような、社会的に常識化することに繋がればと思つている」と放映されました。

各記者からの質問は集会終了後も続き、関心度の高さがうかがわれました



残る2名はなぜ和解しなかったのか・・・

福岡原告団は8人中6人が和解しましたが、2名が残っています。

残る2名の原告について、被告は、日本郵政とJP労組との間で正規労働者の労働条件を切り下げる内容の労使協定が結ばれた2018年10月以降については「正規と非正規との間に格差は存在しない」と主張し、これに係る期間の請求を取り下げなければ和解できない、との態度に固執しています。



しかし、そもそも正規労働者の労働条件を切り下げる形で非正規との格差をなくす、という日本郵政の手法自体が著しく違法というべきであり、しかも労使協定以降も、休暇の日数や手当の金額、

無給の病休など具体的格差が存在しているという実態もあります。私たちとしては、現状の格差を容認することとなつてしまふ被告の和解案には到底応じることはできないとの思いから、原告2名については本日の和解成立に至りませんでした。



この原告2名が勝利するまで、最後まで全員が一丸となつてたたかっていきます。応援よろしくお願ひいたします。

今後のスケジュール

郵政ユニオン長崎中郵支部第10回定期大会
10月24日(日)
13時～16時
長崎中央郵便局4階第2会議室

期間雇用パート労働者の皆さん！ 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1集-海江田, 2集-向井, 3集-山田, 支部・分会の役員へ。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員を正社員化を。

ゆたかに均等待遇。なげな差別！ ユニオンは労契法裁判に勝利を！

郵政労契法20条裁判全国集団訴訟

福岡訴訟原告団長あいさつ

この度の訴訟の一部和解に於いて、一定の勝利を得られたと考えています。ただ、今回の和解案で妥協出来ない点があり、係争を続行せざるを得ない原告もまだおります。

この同一労働同一賃金の問題は日本郵便だけではなく、日本社会全体が取り組むべき問題であり、この訴訟によって労働者の意識、社会の意識を変容させる大きな意義があります。引き続きこの訴訟の成り行きを皆様にご注視いただけるよう切にお願いいたします。

そしてこの後に、正社員の不利益変更があっては何なりません。私たちは正社員並みに待遇改善を求めているのであり、正社員の待遇引き下げを望んでいるではありません。私たちの敵は、正社員ではありません。

これからの時代はますます正しい組合の正しい運動が必要な時代です。私は、労働組合と経営側の健康な関係が非常に重要だと考えています。労働者目線で労働者の権利を追求する組合と、経営者目線で利益を追求する経営陣が議論し妥結点を探っていくことこそが、安泰と繁栄と健康な経営につながるのです。日本を代表する企業の一つである日本郵政は、全ての日本の企業の手本となるべきです。

昨今評判の映画、鬼滅の刃（無限列車篇）に以下のような台詞が出てきます。「起きろ攻撃されている」これはまさに現代の労働者が言われている言葉ではないでしょうか。現在労働者は、日々をやり過ごすように生きているように感じます。思考のため必要な情報もない。労働運動の歴史も知らない。このままでは黎明期の労働者のように、子供でも1日18時間働かされていた時代まで逆行してしまいます。

今回私は思いましたが、身をもって体験し情報を得ることこそが、物事を正しく考える材料になり、原動力になりえるのではないのでしょうか。私たちが安心して働き続けるためには、正しいことを求める組合に入り、情報や様々な考え方に触れることこそが、より良いことなのではないのでしょうか。

最後になりましたが支援者の方々の厚いご支援に、福岡訴訟原告団を代表して厚く御礼申し上げます。また、今回和解した原告6名は、今後も争う2名の原告が勝利を得るまで、最後まで原告団として支援を続けていきます。さらに続いてゆく裁判に引き続きご支援を宜しくお願い申し上げます。

2021年10月5日

郵政労契法20条裁判全国集団訴訟
福岡訴訟原告団長 重松輝紀